

## 第 15 回青森県男女共同参画審議会議事録

日時：平成 20 年 2 月 13 日（水）

午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分

場所：ラ・プラス青い森 2 階メープル

[ 出席委員 ] 佐藤委員、内田委員、成田（宏）委員、内海委員、工藤委員、  
齊藤（敏）委員、本間委員、三上委員、吉村委員、岩間委員、  
斉藤（久）、成田（有）、松本委員、村岡委員

[ 欠席委員 ] 松見委員

### 1 . 開会

司会：ただ今から第 15 回青森県男女共同参画審議会を開催いたします。

### 2 . 委嘱状交付

司会：はじめに委嘱辞令の交付を行います。本日は蝦名副知事から委嘱辞令交付を行う予定でしたが、本日の悪天候の都合によりまして、急きょ変更となり、高坂環境生活部長から委嘱辞令の交付を行います。お名前を読み上げますので、御起立の上、その場で委嘱辞令をお受け取りください。

佐藤恵子様、内田則様、成田宏子様、内海隆様、工藤祐直様、齊藤敏郎様、本間玲子様、三上順一様、吉村聡一郎様、岩間康子様、斉藤久子様、成田有子様、松本史晴様、村岡真理様。

司会：なお、松見木綿子委員については、本日は御都合により欠席となっております。

以上をもちまして委嘱辞令の交付を終了いたします。

それでは、高坂環境生活部長からごあいさつ申し上げます。

### 3 . あいさつ

高坂部長：改めまして、環境生活部長の高坂です。知事からあいさつ文を預かってきておりますので、私の方から代読させていただきます。

皆様におかれましては、この度委員に御就任いただき、また御多用のところ御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。また、日頃から男女共同参画をはじめ県政の推進に格別の御理解・御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、少子高齢化など社会経済情勢の急激な変化に伴い、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、大変重要となってきております。こうした中、県では、暮らしやすさではどこにも負けない生活創造社会の実現を目指し、「男女共同参画の推進」を掲げ、昨年

3月、男女共同参画の新たな基本計画として「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

本審議会はこうした基本計画をはじめ、男女共同参画の推進に関する重要事項を御審議いただくため平成13年11月に設置され、平成18年度からは男女共同参画に関する苦情等の処理に関する御審議もいただいております。

本日は組織会のほか、「青森県の男女共同参画の現状と施策」等についての御報告を予定しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます。平成20年2月13日、青森県知事三村申吾。代読でございました。よろしくお願い申し上げます。

**司会**：さて、会議内容の公開につきましてお願い申し上げます。審議会における御発言は、県の行政改革大綱の提言に基づき、後日、県のホームページに公開することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

また、会議の成立につきまして御報告いたします。会議は青森県附属機関に関する条例第6条の3に基づき、委員の半数以上の出席を必要としております。本日は14名の方が出席されておりますので、会議は成立しております。

#### 4. 委員自己紹介

**司会**：ここで議事に入ります前に、委員の皆様は、御就任に当たりまして一言ずつ簡単に自己紹介をお願いいたします。

佐藤委員よりお願いいたします。

**佐藤委員**：佐藤恵子と申します。青森県立保健大学におりまして、女性問題等を専門にしております。振り返ってみますと、1992年、平成4年でしょうか、まだこの会議は青森県女性政策懇話会と称していたと思いますが、その頃から委員会に参加させていただいております。今年で14年目になります。この間、青森県の男女共同参画の推進に直接関わらせていただいております。そのこと自体大変幸運に、幸せに思っております。今後とも微力ですが、青森県の男女共同参画社会を実現するために微力を尽くしたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

**内田委員**：内田でございます。よろしくお願いいたします。今日は大変吹雪いておりまして、私はむつ市から参ったのですが、途中非常に吹雪いて、何十年も通った道なのですが、こういう吹雪いているときはやはり青森は遠いなと思うのですが、お天気が良いときはむつ湾をすぐひとつ飛びで行けるような青森市であったり、我がふるさとであったりということで、非常に近いようで遠い、遠いようで近いというところが、私のふるさとでございます。

地元では140名ぐらいの職員とか社員とともに勉強したり上司関係であったり、いろいろな関わり合いを持ちながら、若い人たちと男女ともにその職場を、特に知的障害の施設

をいくつか持ったりとか、小さい幼稚園や保育園の子どもたちと一緒に成長していかなければならないというような現場で、非常に大変忙しくしています。

去年に続いてこうしてこの席を頂戴したのですけれども、じゃあ私が最初にあいさつしたとき、こうして自己紹介という形で皆様にごあいさつ申し上げたときには、確かちょうど社員が赤ちゃんを産んで、これからどうして育てていこう、仕事もしたいのだけれどもと悩んでいるときで、私が背中をポンと押してはっぱをかけて「続けるのよ」などと言った言葉が正しかったかどうか記憶が定かではないのですけれども、そういうようなごあいさつを申し上げたような記憶があるのですけれども、それから数年こうして皆様と席を同じくさせていただいて、こういう場をいただいたという大変ありがたい中で、非常に私自身がこの男女共同参画審議委員ということで、大きく変わったなと思うところが何点かございました。女であっても男であってもという、いろいろな文章・文言が出てきますけれども、私の中では意識がすごく変わりました。職員を見る目とか同僚を見る目とかそういう中でも、家庭の中にあっても、いろいろな意味でいろいろな場所でその街の中で、小さな街の中でも、いろいろなグループの中でも、私の考える感じ方というか目が非常に変わったような気がします。それを長くしゃべっていると、大変御迷惑をかけますので、ここで失礼したいと思うのですけれども、本当に勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**成田(宏)委員**：成田でございます。二人成田がありますが、特別血族関係はございません、偶然の成田でございます。どういうわけか、血族はないのだけれどもいろいろな会合で御一緒させていただいています。

ということで、少々私もこの協議会等を通しながら、男女共同参画社会推進、社会づくりの方面にあちこちで協力させていただいております。本当に微力ですけれども、みんなで力を合わせると、県と言わず隣の県までも巻き込んでとか、国を巻き込んでとか、そんな大きなことがいつかはできるのではないかという夢を持ちながら進んでおります。

今日は図々しくも、これから行われます協議会の方の研究会のリーフレットをはさませてもらいました。どうぞリーフレットは何枚もございますので、お申出くださればこの際差し上げたいと思います。宣伝ばかり先にいたしましたけれども、どうぞよろしく願いいたします。

**内海委員**：こんにち。名簿の4番目になりますけれども、内海(うちうみ)と申します。青森県では「うつみ」とか、酔っ払ってくると「なるみ」とか呼ばれるのですが、「うちうみ」と読むのです。

実は2年前まで大学と短期大学の学長補佐をやっておりましたけれども、今は毎月北海道に、合わせて確実に182歳になりました両親の介護に行っておりまして、職の世界から役の世界に少しずつ移行しようと思って、肩書は削っております。

実は大学の方はほとんど男子学生が中心でありまして、短期大学に参りますと教職員含めまして8割方女性という中で、行ったり来たりをしながらそんなものかなと、特に女子学生を見ているいろいろ学ぶことも多いというようなところではあります。

たまたま前の期から、この審議会に関わるようになりまして、八戸市の方は一旦卒業したと思ったのですが、今度は県だということです。微力ですけれども、やはり全体的にレベルをなんとか浸透させたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**工藤委員**：工藤祐直でございます。県内に10の市と30の町村があるわけですが、私の場合、30の町村会の会長ということで、この審議会の委員にさせていただいているなど、こう思っております。地元は南部町長でございます。

そういう町村会という立場、前小野会長から引き継いでこの委員にさせていただいたわけですが、前回の審議会においていろいろな御意見を賜りながら、我々町村会としてもしっかりとこれを取組まなければならないという思いを、前回私も言わせていただきました。町村会としての首長をはじめそれぞれの自治体に推進していく、このことを町村会としても真剣に取組まなければならないと、あの後すぐに、全町村の方に文書・通知を出しまして、そしてまた役員会の方でも取り上げました。

また、これからも審議会の内容、我々首長自らも積極的に取組む、そういう気運を町村会としても持っていかなければならないと思っておりますので、そういう立場で一南部町長だけでない立場として、町村会の立場として取組みを推進していくように、今後も務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**齊藤（敏）委員**：青森県経営者協会専務理事の齊藤でございます。昨年7月からこの委員会に6ヶ月強お世話になっておりますが、まだまだ全体像をつかめない状況でございます。所属しております協会は、県内の雇用の安定確保に資すべく、県内の経営者の皆さんを会員として情報提供や協議、委員会等を作って活動をしているところでございますが、そういう雇用安定等の分野から御協力できればと思っております。よろしく願いいたします。

**本間委員**：青森労働局雇用均等室室長の本間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。昨年4月に北海道から赴任して参りました。県内をいろいろな機会を通じまして回らせていただいているところでございます。昨年は改正均等法、そして現在は改正パート法の周知に努めております。こういった貴重な機会を通じまして、皆様方の連携を図りながら法の周知に、より一層努めて参りたいと思っておりますし、また皆様方の貴重な御意見も賜ればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**三上委員**：青森高校の校長の三上です。県の校長協会の会長という立場で出席させていただいております。皆様の御意見を伺って、高校の現場で、あるいは高校の校長先生たちにどんどん提言していきたいと思っております。

青森県の校長協会の組織の中に、全国の校長協会にあって青森県にないものが1つあったのです。それは「同和・人権委員会」なのですが、同和という言葉にちょっとひっかかりがあって、青森県は入っていなかったようなのですが。人権ということでは、やはりいじめの問題とか男女の問題とかいろいろとあるので、この4月から規約を変えて、専門委員会の中に、「同和・人権委員会」とするのか、あるいは同和を取って「人権委員会」とす

るのか、そこはまだはっきりとしていませんが、そういう委員会を立ち上げようという動きをしております。今年が無理であれば、来年でもということですが。校長協会の方でも大学入試とか生徒指導とか、あるいは就職問題とかいろいろありますが、やはり人権のことに關しても勉強していかねばならないと考えております。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

**吉村委員**：NHK の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひします。今の三上先生が青森高校の校長先生でいらっしゃるというお話だったのですが、37年前に青森高校を卒業してありまして、なんとなくいつも三上先生にお目にかかる、あの頃の私の様々な記録はもう消えてしまっているのだろうなということを願うことが多いのですけれども、高校時代は本当に運動と、なんというのですか、人を好きになることに専念してありまして、勉強はほとんどしなかったということと、職員会議ではしょっちゅう問題になっていたようで、その記録が本当に消えていけばいいなと思ひているのですが。

ということであまり偉そうなことは申し上げられませんが、1つだけ申し上げますと、今私どもはいろいろな問題を抱えておりますけれども、あくまでも公正であり公平な報道番組ということで、自主自立ということを上からも言われているのですけれども。私自身の基本にあるのは、青森高校の校訓は今も変わっていないと思ひますが、「自律自啓」ということを高校時代に様々な先生方から教わりまして、今も仕事をしていく上でそれがベースになっているなと思ひます。

冒頭申し上げましたように、決してちゃんとした生徒ではありませんでしたけれども、今の立場でできることを精一杯させていただければと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

**岩間委員**：八戸市から公募で参加させていただきました岩間と申します。よろしくお願ひします。今ちょうど4歳と2歳の女の子を子育てしながら働いております。審議会の方では難しいことはあまり言えませんが、一県民の視点から日々の生活の中で、このような施策は助かっていますとかこの点は改善してほしいと感じたことがあれば、提言していければと思ひております。

最近子どもが親を、親が子どもを殺害する事件があとを絶たなくて、なぜこんな事件が起きるのかとよく考えさせられます。青森県の男女共同参画の推進の大目標が「男女が分かちあい 支えあう 青森県」となっております。これを置き換えて「子どもが親を、妻が夫を、分かちあい、支えあう家庭」というふうに考えますと、こういった痛ましい事件もなくなっていくのかなという観点からも、男女共同参画の推進はすごく必要なことではないかなと思ひます。これから2年間、いろいろ勉強させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**斉藤(久)委員**：青森県VICウーマンの会からここにお邪魔させていただきました、斉藤久子でございます。よろしくお願ひいたします。初めてでございますが、皆様の貴重な御意見をいただき、勉強させていただきまして、私も審議委員としてこれから頑張ってい

きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**成田（有）委員：**青森市から公募で参りました成田といいます。よろしく願いいたします。この委員会のことは聞いていて、いろいろなことを検討されているということで、一度是非なんとか意見を言ってみたいものだなと思って今回初めて応募しましたら、採用していただいて、とても良かったなと感じております。

私のモットーは「気づかなければ始まらない、気づかなければ進まない。」ということで、「気づき」ということがテーマになっておりまして、いろいろなこと、特に男女共同参画については「気づく」ということに対して、女性も男性も重要なことではないかと思っております。

無職となっておりますが、一応入っている会、青森男女共同参画をすすめる会の理事をしております。本日公募で採用されたものですから、とても緊張して参りましたら、向かいの席に成田宏子先生とか内海先生とか佐藤恵子先生とかがいらして、とてもほっとしてちょっとリラックスしてきたところですよ。よろしく願いいたします。

**松本委員：**弁護士の松本史晴と申します。よろしく願いします。現在沼田法律事務所に勤務しております、私自身が独立して法律事務所を持っているわけではございません。

私も実は19年ほど前に青森高校を卒業して、優秀ではなかったのですがなんとか平成17年に司法試験に合格しまして、まだ弁護士になって1年目という、ちょっと私自身この会の資格があるかどうか悩んでいるのですが、社会勉強のためと私自身の成長のために、是非やらせていただきたいということでもらさせていただきました。

また青森県の弁護士会には、皆さん御承知かもしれませんが、女性の弁護士は3名しかおりませんで、そのうちの2名の先生はいずれももう既に半分引退しているような状態になっております。もう1人去年まで委員だった岩谷先生は、体調を崩されて長期で休養されていまして、あまり仕事はされていないようで、どういうわけか私の方に話が回ってきたということになっています。

青森県の弁護士の世界では女性の進出がまだ本当に遅れているということは、私自身の所属する母体も、こういう会に私が参加することによって、どんどん変えていきたいと思っております。これは日弁連の問題でもありまして、日弁連でもこの間男女共同参画だということで、仙台で東北部会が開かれました。なぜかそれも私が参加することになりました。行って来たのですが、やはり東北の弁護士会でも女性の弁護士が全体的に足りないというのが問題になっているようでした。

それからもう1つ問題がありまして、私も家内と今現在青森で暮らしているのですが、1歳4ヶ月の女の子がいて、家内に家庭を押し付けていて私自身はこうやって社会に出ていて参加しているのですけれども、そういう状態が、果たして私にこの会の資格はあるのかなと考えております。本当に若輩者で、頼りない部分は沢山あるのですが、これを機に青森県の弁護士会の女性の進出と、家庭での男としての自分の在り方というのを探りながら、勉強させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

**村岡委員**：村岡です、よろしくお願ひします。青森県医師会常任理事という役職になっておりますが、本職は整形外科医です。沖館で夫と一緒に整形外科の医院を開業しております。

青森県医師会の会員の中で女性の占める割合は、今のところ1割強です。けれども御存知と思いますが、研修医のレベル、卒業して数年間もしくは医学生の中に女性の占める割合は3割を超えようとしているところです。医師の世界も今のところそのように圧倒的に男性優位の世界なのですが、徐々に女性の医師の数が増えてきて、日本医師会の中でも比較的遅いのですが、4～5年になったと思うのですが、男女共同参画委員会というのができていて活動しています。

私は今のところ県の医師会の常任理事としてはたった1人の女性理事ということで、この役が自動的に回ってきましたが、けれども今ここに来て「しまった。」と、「私が来るべきではなかった。」というか、男性の医師の理事に参加させて勉強してもらう方が、これからの私の仕事が進めやすくなるのかなと、今ちょっと思ったところでしたが、2年間よろしくお願ひします。

**司会**：ありがとうございます。次に県の事務局を紹介させていただきます。二瓶青少年・男女共同参画課長です。前田男女共同参画グループリーダーです。男女共同参画グループ員の内山主幹です。櫻田主査です。木村主事です。

## 5．組織会

**司会**：それでは青森県附属機関に関する条例により、本審議会に会長を置くこととしておりますので、組織会に移らせていただきます。

ここで、会長選任のため、誠にせん越ではございますが、事務局の方で仮議長を務めさせていただきますしたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、高坂環境生活部長を仮議長とし、会長の選任を進めさせていただきます。

### (1) 会長選出

**仮議長(高坂部長)**：せん越ではございますけれども、仮議長を務めさせていただきます。

青森県附属機関に関する条例によりまして、会長は委員の互選によって選出することになっております。選任方法として委員の皆様からどなたか適任の方を御推薦いただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではどなたか御推薦をお願いいたします。

**齊藤(敏)委員**：それでは私から推薦させていただきます。当審議会の会長としてこれまで務めてこられました県立保健大学の佐藤委員を会長として御推薦申し上げたいと思います。

**仮議長(高坂部長)**：ただ今、会長に佐藤委員を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでございましょうか。

<拍手>

仮議長（高坂部長）：それでは御異議がないようでございますので、会長は佐藤委員にお願いしたいと思います。佐藤委員、いかがでございますでしょうか。

それでは会長に佐藤委員が選任されました。佐藤会長、よろしくお願ひいたします。

司会：高坂部長につきましては事務局の方へ移動を願ひます。佐藤会長は会長席へお願ひいたします。

それでは佐藤会長にごあいさつをお願ひいたします。

会長：座ってごあいさつをさせていただきます。ただ今皆様から御推薦をいただきまして、会長を務めさせていただくことになりました佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほども申し上げましたが、本当に微力なのですが、この間青森県の男女共同参画推進に直接関わらせていただいております。今後も見守らせていただく立場に立たせていただくことになり、大変嬉しく思っていると同時に責任の重さを痛感しております。

御承知のように新しいプランがスタートしておりますが、そのプランに基づく施策・事業を着実に実施し、そして成果を上げることができるよう、この審議会もしっかりと検討・協議して参りたいと思ひます。どうぞ委員の皆様にも最大限の御協力をお願ひしたいと思います。先ほど皆様方の熱意溢れるごあいさつを伺っております。つい私ももう少し申し上げれば良かったなと思ひたのですが、あいさつはあまり長くなると良くないと思ひますので。先ほどの皆様のごあいさつを伺って、本当に心強く思っております。どうぞ今後ともよろしくお願ひします。

司会：それでは青森県附属機関に関する条例により本審議会の議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行は佐藤会長にお願ひいたします。

## （２）会長代理指名

議長：それでは組織会を続けさせていただきます。

青森県附属機関に関する条例によりまして、会長に事故があるとき等のためにあらかじめその職務を代理する委員を会長が指名するということになっております。それで私の方から当審議会の会長代理を指名させていただきたいと思ひます。

これまでも代理を務めていただきまして、そして新プランの策定にも御尽力いただきました内海委員を御指名したいと思います。内海委員、いかがでございますでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

<拍手>

議長：ありがとうございました。それでは内海委員から一言ごあいさつをお願ひします。



内海委員：内海でございます。実は、プラン21を作るための部会長をさせていただきました。大変辛い、思い出すのは海の日にも県庁へ入りまして、土曜日だと思いましたが、とにかく回数を沢山重ねて議論をした経緯があります。ぼくは性格が弱いものですから、どうも強く出られないところがありまして、そういう意味では男女共同参画というのは理念よりも実態が先行しているところがあるものですから、なんとか政策的な理念を掲げて、そちらの方に実態をなんとか引き上げていこうと思います。サポーターとしては、自分では適任だと思っていますので、佐藤会長を盛り上げて、いい審議会になればと思います。よろしく願いいたします。

議長：ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

### (3) 苦情等部会委員指名

議長：次に、苦情等部会の委員の指名を行いたいと思います。先に事務局から、今の苦情等部会について御説明をお願いしたいと思います。

事務局(前田)：それでは私の方から説明させていただきます。男女共同参画審議会苦情等部会についてですが、お手元にあります「資料2」のリーフレットにより御説明させていただきます。まず1枚お開きいただきますと、一番上の方に、「県では青森県男女共同参画推進条例第11条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策等にかかる苦情等を受け付けております。」とされています。苦情の受付機関等を置いているということです。平成16年度に当審議会に苦情処理体制を構築するに当たっての、基本的な考え方を諮問いたしました。18年4月から部会を設置し、苦情処理制度をスタートさせているところです。

制度の概要につきましては、リーフレットのそれぞれの「苦情の内容」、その下に「苦情等の申出人の範囲」、それから「苦情等の申出の方法」、開いていただきまして、「苦情処理の流れ」、という形で説明されております。流れのところにありますように、苦情等の申出があった場合には、当課青少年・男女共同参画課が受付窓口となりまして、その内容の調査・審議を、当審議会の、ただ今御審議いただきます苦情等部会で行うこととしております。

附属機関条例の中でこの部会は部会委員を会長が指名することとしその数は3人とする。ただし男女のいずれか一方の委員の数は1人とするものとなっているものです。ちなみにこの制度は、全都道府県・政令指定都市で既に整備されておりますが、それぞれの平成18年度の申出件数は合わせて54件でした。ちなみに青森県では18年に制度発足以来、まだ申出の実績はございません。以上簡単ですが、説明を終わります。

議長：今説明がありましたように、苦情等部会委員は3名となっておりますが、会長が指名することになっております。そこで私から指名させていただきます。まず先ほど会長代理をお引き受けいただきました内海委員、それから齊藤敏郎委員、このお2人をお願いしたいと思います。それに会長の私が加わりまして、3名でこの苦情等部会の委員を務めたいと思っております。内海委員、それから齊藤敏郎委員にはお引き受けいただけますでし

ようか。よろしく願いいたします。

部会長を置くことになっておりますので、部会長は私が務めさせていただきます。任期は当審議会の任期と同じく、本日から平成 22 年 2 月 12 日までとしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上で組織会を終了したいと思います。

## 6 . 案件

議長：続きまして、次第に従いまして案件に入りたいと思いますが、まず本審議会の事務について事務局から御説明をお願いします。

事務局（二瓶課長）：それでは私の方から当審議会の事務について御説明申し上げます。お手元の「資料 1」青森県附属機関に関する条例抜粋という一枚ものの紙と、「参考資料 1」の推進条例というもの、概要と本体がありますが、概要の方に一枚ものの色付きの紙が挟まれていると思いますので、その二枚を御覧になっていただきながらお聞きいただきたいと思います。

まず業務の方ですが、「資料 1」白い紙の裏側の方に「別表 1」というのがございます。ここに担当する事務ということで書かれております。担当する事務は 3 つに分かれておまして、1 つめが青森県男女共同参画推進条例第 8 条第 3 項の規定により、その権限に属された事項。2 つめとして今も話ができましたけれども、第 11 条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項、そして、その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議すること、この 3 つとなっております。

それで具体的に条例で見ていきたいのですが、条例の第 8 条ということで色付きの紙の裏の方になりますが、第 8 条の 3 がございます。「知事は基本計画を定めようとするときは、あらかじめ青森県男女共同参画審議会の意見を聞くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされているものです。

次に条例の第 11 条の方を御覧いただきますが、これも今ちょっとお話がございましたが、「県は男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に関する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。」とされているところです。

白い方の紙にちょっと戻っていただきまして、さっきの別表のところですが、定員が書いてございます。定数となっておりますが、15 名以内。そして男女いずれか一方が 10 分の 4 未満であってはならないということで、いわゆるクォーター制を採用しております。今回の審議会の構成は男性が 6 名、女性が 9 名ということで、4 割 6 割という構成になっております。それから委員の任期は 2 年、会長は委員の互選で選任されるということになっております。以上です。

### （ 1 ）「青森県の男女共同参画の現状と施策」について

議長：はい、ありがとうございました。それではさっそく案件に入りたいと思います。案

件(1)の男女共同参画の現状と施策について、事務局から御説明いただきたいと思います。

**事務局(前田):** それでは私の方から資料の説明をさせていただきます。資料はこのピンクの、お持ちいただきました「現状と施策」という冊子ですが、お持ちでない方はいらっしゃるでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、「平成19年度版青森県の男女共同参画の現状と施策」ということで御説明申し上げたいと思います。まず当冊子の作成目的でございますが、148ページをお開きください。こちらに青森県男女共同参画推進条例が載っております。先ほどの資料にも条例がありましたけれども、そちらの第7条に、「知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。」とされております。この条文に基づきまして、毎年いわゆる白書といたしまして、この「男女共同参画の現状と施策」を作成しております。当審議会に毎年度御報告させていただくとともに、関係機関への配布、それから県のホームページで全部閲覧できるようになっておりますので、そういった形で公表させていただいております。

表紙を御覧いただきますと、今申し上げたタイトルと共に、先ほどごあいさつにもありましたが、昨年3月に当審議会を経て作成していただきました県の男女共同参画の基本計画である「新あおもり男女共同参画プラン21」の大目標、委員のごあいさつの中にもありましたが、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」という大目標を載せてございます。

1枚開いていただきますと、知事のごあいさつが載せてありますが、特に下から5行目のところを御覧いただきたいのですが、新プランの体系に沿った形で、県の現状と施策を記述していますのでということです。委員の皆様はもとより、広くどなたからも計画の進捗状況を検証していただきやすいようにということで、本書を編成しております。

さらに一枚開いていただきますと、目次が載っております。本書の構成は第1部から第3部までの3部構成となっております。第1部は、「新あおもり男女共同参画プラン21」の体系に沿った形で、主に統計データから青森県の現状を説明しています。第2部につきましては、同じく新プランの体系に沿って、県としてどのような取組みが行われているか、つまり具体的な県の事業についての説明をしております。それから第3部は資料編ということで、関連データ、関係法令、相談窓口等について掲載しております。

ずっと飛びますが、80ページをお開きください。こちらに新プランの体系図が載っております。新プランはリーフレットと本編をお配りしてございますが、この中にも載せております。5つの基本目標がありますが、本書の第1部にあっては、5章編成にしております。それぞれ第1章は基本目標の1、第2章は基本目標の2となっております。また先ほど言いました体系と合わせているということですが、第2部は指標や関連事業の一覧表を基本目標毎に配置したほか、第2章の施策の内容も基本目標毎に編成しております。目次と付き合わせながら見ていただくと、新プランの基本目標、重点目標それぞれの体系と本書の編成が一緒であるということがお分かりいただけるかと思っております。

それから80ページから87ページまでに、新プランの基本目標、それから14の重点目標、さらにその右に施策の方向、さらにそれにぶら下がる具体的施策というものを記載しております。参考資料でお配りしております新プランのリーフレット等と同じ編成です。

それでその後 88 ページ、新プランの指標というものを掲げております。この指標につきましては、昨年 8 月の当審議会でも説明しましたので、再任の委員の皆様には繰り返しのようになってしまいますけれども、新プランの着実な推進を図るため、知事を本部長とする県の庁議メンバーによる「青森県男女共同参画推進本部」というものがありますが、そこで正式決定した県の目標値です。

設定にあたりましては、ページ下の 印にありますが、県の「生活創造推進プラン」という、県の総合計画がありますが、これの期待値、それから県庁の目標値とそちらの方にもあります。それを基本に、当方の新プランの推進状況を検証できるものとして、各基本目標毎に目指すべき方向性に相応しい項目を選定しております。また 印 2 にありますとおり、目標値は生活創造推進プランの計画期間が満了する平成 20 年度において、社会情勢の変化等を考慮しながら見直しを行うこととしております。

その隣、89 ページからは関連事業一覧というものが載っております。こちらは県庁が取り組んでいる具体的関連事業の一覧表でございます。これも新プランの体系に沿って、先ほど言いました重点目標、施策の方向性、具体的施策に対応した具体的な県庁の事業名、さらに一番端には主な担当課ということで、担当課名が一覧表として載っております。

なお、事業の欄が空欄になっている項目がいくつかありますが、例えば 90 ページを御覧いただきたいのですが、その(5)多様な働き方を可能とする就業条件の整備の中で、 として「派遣労働者の労働条件の向上」というものが上の表の一番下、その事業が空欄になっています。これについては本来であれば国の所管・国の事業ということで、県としては具体的な事業予算の掲示をしておりません。ということで空欄になっているのですが、県の窓口となりうるのはどこかということで、括弧書きで県の担当課を掲載しております。

この一覧表につきましては 8 月の審議会でも目標値をそれぞれ掲載できないとか、より具体的な内容を掲載して欲しいという要望が、委員の皆さんからも出されたところですが、昨年度までは「関連事業なし」としてきたところについては、担当課名も空欄であったのですが、今年度から県庁の主な窓口となる部署ということで括弧書きですが入れましたので、職員の間を意識付けということでは、随分進歩したなということが言えると思います。

それから事業の具体的な内容ですが、96 ページをお開きください。ここから 138 ページまでが具体的な施策の説明になっております。先ほどの関連事業一覧の順でそれぞれ掲載しておりますが、例えば 96 ページの重点目標 1 「政策・方針決定過程の女性の参画促進」というところは、さらっと「第 1 部第 1 章の状況説明で掲載されている。」となっておりますが、これは現状の説明の中で既にあるということで、9 ページをお開きいただければ、そこから 12 ページにかけて概要が説明してございますという注釈をつけさせていただいています。以下同様に見ていただければ、それぞれ一覧表それから施策、そこに記載されている内容によっては前に戻ってもらうこともありますが、そういうことで順次御覧いただければと思います。

本日は時間の都合もありますので、主な事業のみを説明させていただきますが、まず 96 ページ、女性の人材養成ということで、重点目標の 2、施策の方向、政策方針決定過程へ

参画できる人材の養成。県では平成 11 年度からあおもり女性大学を開講しておりました。本年度まで 101 名の卒業生を輩出しております。先週ちょうど卒業式をやったばかりですが、この女性大学ですが、こちらは今年度で終了いたしまして、それに代わるものとして「あおもりウィメンズアカデミー」というのを今年度から開講しております。こちらのアカデミーは女性大学の上位の講座として、分野を絞ってより実践的なカリキュラムになっており、即戦力としての人材育成を目指しております。女性大学は 2 年過程でしたが、こちらのアカデミーは 1 年過程としております。

97 ページの右下の方にカリキュラムが載っていますが、1 年過程で又エック、埼玉県の国立女性教育会館での 3 日間の研修なども合わせながら、今年度は、平成 20 年度、来年度県庁で募集している審議会がいろいろあるのですが、特に労働と医療の審議会が来年度公募枠があるものですから、これに是非挑戦していただきたいという願いを込めまして、そういった分野に絞った講座を開設いたしました。今後もほかの審議会等の情報を集めて具体的にその審議会の公募枠に手を挙げていただけるような女性の養成を目指そうということで講座を開催していきたいと考えております。

それからちょっと飛びますが 116 ページをお開きいただきたいと思います。当課の所管事項ばかりで恐縮なのですが、116 ページ青森県男女共同参画センターの充実、こちらも基本目標を受けた重点目標 7 にあります「青森県男女共同参画センターの充実」ということで、事業内容を載せております。本日追加でリーフレットもお配りしておりますが、当課の所管施設ということで、御覧のような事業をやっております。情報提供、啓発学習等の機能充実、それからスキルアップ講座、オープンカレッジ、117 ページの方にスキルアップ講座、次のページにオープンカレッジ、それから 119 ページのところに相談事業の内容について載せております。それから 120 ページですが、さらに市町村等との連携事業も、共催という形でも実施しております。

なお、この男女共同参画センターですが、このセンターが入っている施設アピオあおもりにつきましては、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しているところです。民間事業者のノウハウの活用等により、事業の充実に努めつつ、運営経費の節減が図られているということから、平成 20 年度も引き続き指定管理者制度による管理運営を行っていくこととしております。

それから 122 ページ重点目標 8 です。施策の方向 1 で「女性に対する暴力の根絶のための環境づくり」ということですが、ここの 5 つの事業の(1)(2)、(1)が「DVセーフコミュニティ事業」、(2)が「DV防止広報事業」、こちらはこどもみらい課が担当ということで記載されております。実はこの事業は平成 18 年度までは当課の担当事業として実施して参りました。本年度から DV 関係の第一義的所管を健康福祉部に移管したということに伴い、同一の事業内容で引き継がれております。

「参考資料 3」ということで、配偶者の暴力防止及び被害者支援計画の概要ということ、これはこどもみらい課のリーフレットですが、こちらもお配りしているとおりで。なお事業の所管につきましては今申し上げましたとおり、健康福祉部の方に移管しているわけですが、審議会としましては当審議会が、基本的な DV 関係の施策に関する総合的な審議というものは当審議会の調査審議事項として残っております。本日は出席しておりません

けれども、今回はこどもみらい課の担当グループリーダーが参加しておりましたが、必要に応じて審議会の方にも事務局として参加させることを予定しております。

それから次に 130 ページをお開きください。こちらは PR になりますが、重点目標の 11 「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革」というところの方向の 2 で「理解促進活動の充実・強化」、(2)というところに「いきいき男女共同参画推進事業」というのが載っているかと思えます。130 ページのちょうど中ほどになりますが、内容的にはさらっとしているのですが、これは当課の新規事業でございます。新たに功労賞と奨励賞という 2 部門の知事表彰を新設したところです。功労賞につきましては、去る 10 月 12 日に、元青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会会長の佐野房氏が表彰されたところです。手前味噌ですが、新聞等にも取り上げていただきまして、相当関心を持っていただけたかと感じております。

なお、奨励賞につきましては、現在選考作業を行っております。ひとつには他の模範となるチャレンジ女性を表彰する女性のチャレンジ部門、それから女性の能力発揮や仕事と育児・介護の両立などに積極的に取り組んでいる企業を表彰する「企業の職場づくり部門」を予定しております。本日御紹介できれば良かったのですが、いろいろな手続き関係もありまして、順調に進めば来月の上旬に素晴らしい取組みをなさっている方々、女性個人と団体と企業ですが、発表できる見込みですので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

この他、当課以外で県庁内の各課でやっている事業が、今のところに載っているわけですが、先ほど言いましたように関連事業の一覧表を見ていただきまして、それぞれの事業の内容を今の 89 ページ以降で御覧いただくということをお願いいたします。なお審議会の開催に関わりなく、いつでもお聞きになりたい取組み等については、当課に御照会いただければと思います。

それからそのまま 139 ページ、この第 2 部の取りまとめという形になりますが、資料として平成 19 年度の予算額が載っております。右端を御覧いただきますと、比較増減のところは随分 いわゆるマイナスが並んでいるわけなのですが、141 ページのトータルのところでは御覧いただきますと、一応最終的には 8 千万程度のプラスになっています。なんとか重点化を図ってメリハリを付けてということで、総額ではプラスになっております。ただ、その他の項目に関しても、限られた予算の中でいかに工夫していかに効果的に進めていくかということで、全庁挙げて取り組んでおりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、順序が逆になってしまいましたが、第 1 部 9 ページにお戻りいただきたいと思えます。先ほど御説明しましたが、第 1 部は現状の施策の説明です。重要な項目 2 点だけ触れさせていただきますが、まず 10 ページの下の方に本県の各種審議会等への女性の登用状況が載っております。女性の比率は右から 2 つめ「左のうち」、女性・男性と分かれています。女性の比率というところに載っております。

平成元年 12 月 1 日が 6.7% から始まっておりますが、15 年 3 月 31 日で 36.3% まで到達し、それ以後ちょっと頭打ちになっているというのが現状です。なお平成 18 年 4 月からは点線で 2 段書きになっていますが、これまですべての審議会を集計して数字を公表して

参りましたけれども、委員のほとんどが充て職となっている審議会、法令等で委員の資格が決められている審議会を含めると、女性の登用率を上げようと県庁でもいろいろ努力はしているのですが、それらがなかなか反映できないという問題が出て参りました。

具体的に言いますと 18 年 4 月の調査の際に、国民保護協議会というのができまして、防災関係の大きな審議会なのですが 53 人の委員のうち女性が 1 人しか入らない。あとはほとんど充て職だという審議会ができました。これだと県庁が頑張ってもなかなか結果が出ないということで、女性の登用に関して全庁的に力を入れているということを示すためにも、委員の 9 割以上が充て職となっている審議会を除いた場合の数も公表することとしております。

平成 19 年 4 月 1 日現在では、9 割以上の充て職を除いた場合の女性の登用率が 40.7%、ちなみに全審議会を集計すると 32.6%ということになっております。実は先ほど説明しました 80 ページの県の指標につきましても、この方法によりまして充て職を除いた 40.4%を 18 年 4 月の現状値とさせていただいております。

それからもう一つ、14 ページをお開きいただきたいと思います。県で今、力を入れていません、先ほど町村会の工藤会長さんからもお話がございましたが、市町村の基本計画の策定状況についてです。現在 11 市町が策定していますが、40 分の 11 ということで 27.5%の策定率。全国平均は 51%ですので、全国比較すると非常に低い数値であるということがお分かりになるかと思えます。

順位は付けるべきでないと言われているのですが、順位で言いますと、一応 41 番目ということでございます。ちなみに、お隣秋田県では、今年度中にすべての市町村が策定すると聞いております。法律上、この市町村基本計画が努力義務であるために、いろいろな計画を作らなければならないという中で、優先順位だとか様々な事情で見送っているという町村がまだございます。県の方からも市町村長さんへ直接訪問などしまして、働きかけを行っておりますが、アドバイザー派遣なども受けていただいているのですが、委員の皆様にも機会がありましたら、是非とも市町村長さん、議員さん等にもお声をかけていただければと思います。

最後に 144 ページに第 3 部の資料を載せてございます。この中に市町村の数等も載せておりますが、今後は今の計画を含めまして市町村とより連携を深めながら、新プランに沿った男女共同参画の充実に取組んでいきたいと考えております。ちょっと長くなりましたが、説明は以上です。

**議長：**大変分量も多いですし、内容もちょっと豊富ですので、事前にお配りしてあったとしてもお目通しは難しかったと思えますし、今の説明で十分御理解いただけたかというのはちょっと難しいかなと思えます。何でも結構ですので、説明の時間も短かったようですので、どうぞ皆様方から御意見・御質問を出していただいて、それに説明するという形で御理解を深めていただきたいと思います。どうぞ、どのようなことでも結構ですので、特に初めて委員として参加された皆様には、プランとこの白書ですけれども、これ自体初めて御覧になった方も多いと思えますので、是非。

では、皆様が御覧いただいて質問を考えていただいている間に、少し私の方からいくつ

か御説明をしていただきたい部分について申し上げたいと思います。

まず確認なのですが、今御報告いただいた現状と施策は平成 18 年の結果と 19 年の計画と最初におっしゃったと思いますが、それによろしいのでしょうか。もちろん今は 19 年度の終わりですので、まだ 19 年度の結果というのはこれからだと思いますが、なんかちょっとそこら辺がオーバーラップしているような気がしますのと、19 年の結果の公表の取りまとめはいつになりますか。それともう一つ、今はもう 19 年の年度末ですので、来年 20 年度の計画というのはいつ頃になりますか。そのスケジュールの予定をお知らせいただければと思います。

**事務局（前田）：**現状と施策そのものは年 1 回の公表といえますか作成になっておりまして、大体いろいろ集計等で時間がかかるのですが、なるべく年が変わらないうちに、新年度にならないようにということで、今年も 11 月に発行いたしました。それで例年ひょっとすると年が明けてしまったりすることもあるのですが、そういう意味では、当該年度の相当後半になってから、当該年度の施策が出てくるということで、会長が御指摘の違和感は若干あるのかなということもあるのですが、ただそれもありまして、施策の状況と基本的に見まして 1 部の方が現状、2 部の方に施策というふうに、一応各課にはそういう役割分担ですよとしているのですが、中には 19 の事業は終わっているということで、現状の方に入れたりしているのもあるし、それから 18 のものももう 1 回説明して 2 部に掲げたりということがあって、ちょっとそこは明確になっていない部分はあります。ただどうしても県庁の全課のものを全部取りまとめてやるという性格上、その違和感は、若干感じられるかもしれませんが、年度の中でやっています。

あと 20 年度につきましてですが、これはどうしても役所仕事で御指摘されるかもしれませんが、まだ 20 年度の当初予算を公表していませんので、そういう意味では、それが公表されてから、みんなそれぞれどういう具体的な公表、どこまでどう公表するかというのが始まりますので、新聞報道等を御覧いただければ、今月の末から平成 20 年度の事業がぼちぼち県庁各課で公表されるという手順になります。以上です。

**議長：**今、私が申し上げましたのは、私もこれまで関わってきておりまして、審議会が条例に基づく審議会として発足したのが 11 月でしたので、既に年度途中でしたので、それからちょっとずれている、繰り返しになっているのだと思うのですが。今回の新しいプランの中にもありますように、この審議会は、ただ出てきた本課で行ったあるいは実施した事業についての報告を受けるだけではなくて、どのようなことをするかという計画にも関わることになっているはずですので、そのことからいきますと、前年度の進捗状況と言いますか結果を踏まえて、次に新年度に何をすべきかと、こここのところをこういうふうに改善するとか補足するとかというふうに、だからその段階の議論に審議会の意見を反映させる必要があるのではないかと思うのですね。そのように今言いました新プランの方に盛り込んでありますので。だからそのようなチャンスがどの時点で担保できるのかなというふうに思って、単なる違和感ではなくて、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思うのですが。



事務局（前田）：8月の審議会のときにも、そのようなことに関する話もちょっとしたのですが、要は8月に頑張って開くというところが、今まさにおっしゃられたところです。

議長：8月で間に合うわけですか。

事務局（前田）：8月に白書という形で取りまとめ、こういうカラーの印刷ではなくて、白刷りのもので出ささせていただいて、その時点のものを公表させていただいております。審議会にかけてございます。

議長：それが19年度の結果ですよ。

事務局（前田）：そうですね。それからその中に当然今年度も8月の時点で、あのときもその施策の内容が全部盛り込めなくて、18年の結果だけで施策が盛り込めないからという話を会長さんから出されましたけれども、それは出来る範囲で一覧表までなんとか前回やりました。だからその段階で、ただ一覧表を見ただけでは施策の提言はできないよと言われてしまうとちょっと辛いのですけれども。

やはりそこは県庁各課の取りまとめと、どこまで公表できるのかというので、8月に一応開けば県庁の当初予算の要求そのものは夏休みに諮って、大体各課がいろいろなことを検討します。どうしても重要なことはそのときに持ち帰って、すぐこういう意見が出たので検討してくれという話は間に合わせられるかというのは、担当ではないのでなかなか確約はできませんけれども、おつなぎするのは当然です。そのためにも8月になんとか開催していきたいなという趣旨です。

議長：今のお話がちょっとお分かりかどうかわからないのですが、今御覧いただいたものに対する御意見が、次の新しいものとして反映できるようにしたいと思っているわけですよ。ですからちょっと18年度とか19年度とか混ざってはいますが、私としては今、御自由に意見を出していただいて、例えば新しい事業としてこういうものをして欲しい、あるいはこういう施策をしたけれども、これをもう少しこのようにした方が良いのではないかという、御質問も含めて今積極的に意見を出していただくことが、まずは必要だと思います。

それと先ほど前田リーダーからお話がありましたように、この審議会は年2回が原則になっておりますので、その間何か御意見、思いつかれたこと、お問い合わせ等がありましたら、随時事務局の方に直接御連絡いただいて構わないわけですね。もし今日、審議会として審議が必要な事案がありましたら、私どもの方に御連絡いただくことになると思いますのでそういうチャンスもあります。今日が全審議会の委員が揃っているときですので、どうぞ御自由に御意見を出していただきたいと思っております。

今のやりとりで少し時間があつたと思っておりますので、皆さんも何かお気づきになられたことがございませんか。

はい、どうぞ、成田委員。

成田(有)委員：1つといたしますか3つといたしますか、予算と事業の関連のところ、90ページと139～141ページにかけての関連のところでお聞きしたいのですが。89ページの重点項目3のところの の派遣労働者の労働条件の向上、これは18年度も19年度も主な事業等は空白となっております。その他にも重点項目5の下のところですが、PTA活動への参加促進、18年度も19年度も白紙となっております。

それからもう1つが、重点目標8、93ページの上の方の ですが「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」(DV基本計画)に基づく施策の実施、これも18年度19年度のところに事業等はないということで空欄になっておりまして、予算のところでもたいして増えていないのです。20年度はどのように計画していくつもりなのか、大まかなところでよろしいですので、増えていない予算というところを。

この3つについては、私はこれからしていかなければならない大事な事業だと思います。特にDVの事業に関しては女性相談所などでも満杯、児童相談所も一杯という話も聞いておりますし、派遣労働に関しては随分いろいろ最近にわかにマスコミ等で騒がれております。室長さんもおっしゃるように、派遣パートタイム労働法が変わったりして、いろいろとこれから問題が出てくる場所ですし、PTAに関しては親たちの意識啓発といたしますか、そういうところが大事になってくる。基本となるべきところのこの3つなのです。それがなんの事業もなされていないということの、その辺をどう考えていらっしゃるのか、20年度のところを分かる範囲でよろしいですので教えていただきたいなと思います。

議長：では今の成田委員からの御質問、お分かりですよ。

事務局(前田)：まず表の御説明を先にさせていただきます。90ページ(5)の のところ、派遣労働者のところですね。それから一番下のPTA活動への参加促進。これにつきましては、括弧書きということになっております。これは先ほど説明しましたが、具体的に言うと国の所管の仕事に関わる部分ですので、窓口としては県の労政能力開発課が窓口としているいろいろなことに取り組むことにはなっているのですが、この予算の事業につきまして、予算が付いている事業だけ載せていまして、そういう意味では県として予算を措置してやっている事業がないということでございます。基本はまず国の所管ですよということと、そのことで予算措置をしているものがないということです。下のPTAにつきましてはこちらも括弧書きなのですが、これは市町村の事業が中心になるものですから、これも県としてはここに掲げる事業は県として予算措置はしていないと。PTA活動をやっていないというわけではなくて、ここに掲げる事業が特に措置していないという説明です。

それから93ページのDVのところの のDV基本計画に基づく施策の実施については、これは括弧がついていません。こどもみらい課ということで。これは当然20年度に事業を予定しているはずで。というのは、先ほども言いましたけれども、20年度事業については我々も他課のことはまだ教えてもらえていないのです。実は、来週知事公表になるのかな、それが出ないと、いくら県庁の中でもおいそれと内容は教えてもらえないのです。そこは来週になれば動き出すと思います。

事業が空欄になっている事情は、要は基本法の改正がありまして、その方針等が今年

度末、11月末でしたか示されました。それで市町村の役割、県の役割などいろいろ。それから女性相談所の役割とかいろいろ義務付けられました。説明会も来週、市町村を集めてやるのですが、そのときに具体的に県はこれをやります。市町村はこれをやってくださいというのが、国の計画に基づいたものが出てくるはずです。

すいません、私の知っている範囲はそこまでで、表としては今言ったように、こちらは括弧書きではございませんので、県の所管として出てくるはずです。19年度に事業があれば、本当は載るところだったのですが、改正があったばかりで、何を具体的に県と市町村の役割分担が出ていないということで、ここには載せていなかったということです。

あと、今、成田委員からお話がありました、特にDVのところにつきましては審議会でそういう御意見をいただいた、具体的に言うと、やはり予算措置して充実させてくれということだろうと思いますので、そこについては是非こどもみらい課の方に委員さんからそういう話があったということは伝えたいと思います。

**議長：**今、御質問に対して回答がありました、成田委員はいかがですか。

**成田（有）委員：**ありがとうございます。説明はよく分かりましたけれど、国のだからとか市町村のだからとかという、その括りで括られてしまうと、その後何も言えなくなってしまうのです。ここは管轄外だとか、ここは国でやるからというのであれば何も言えなくなってしまうので、そうではなくて。

**議長：**他の委員の御意見がなければ、私は今のを伺ってしまして、御説明は一応理解しましたが、これはあくまでも県のプランを基に作っている施策と具体的な事業ですので、管轄が他であろうと予算措置が直接出すのでなかりと、やっぱりやっていることを明示する必要がありますと思います。ですから但し書きのような形で、ここはこういう形でやっているというようなもので、ここはやはりきちんと記載する必要があるのではないのでしょうか。でなければ県のプランの施策として挙げてあること自体が、国がやっているからいいということになってしまいます。

私ども作った側としては、そのようには考えていない、国がやっていたとしても県レベルでもやるべきだということで挙げてあるはずですので、そのような記載の仕方をする必要があるのではないかと思います。

それからもうひとつDVに関しては、基本計画は確か平成17年度に策定していますので、その後平成18年19年である計画に基づいて既に事業が行われているはずで、こどもみらい課に移管しましたとしても、それについてはきちんと調べていただくといえますか、この内容に該当するものを記載していただけないかと思いますが。

はい、成田委員。

**成田（宏）委員：**私も、先にいただいたのに赤ペンを付けてきたのですが、送られてきた資料を見ながら、既に配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の概要というのが出ていますね。これを出しているということは、みらい課のシールを貼り直して出ていますけれ

ども、みらい課であろうがなんであろうが、表側に青森県とあるのだから、この空白は何だろうと思って私も今日、出かけてきました。

ですから今、会長さんがおっしゃったように、本当にここでこれに関連した事業がなかったとは言えないと思うし、耳にしたこともございますので、その辺をやはり落とさぬように。特にこんなふうリーフレットが出ているものに関しては、しっかりと入れていただきたいし、表記がしにくいというふうには、お話を聞きながら思ったのですけれども、表記しにくいものがあつたとしてもゼロということはないだろうと思っているのです。

ですので、ちょっと工夫されて表記しておきませんか、じゃあこれは何なのかとなっていくものが、これの他にもあれば外部へ出すものとしては気を付けていかなければいけないかなという思いで、ここへ今日参りました。以上です。

**事務局（前田）：**整理の仕方についての御指摘もございましたので、それは持ち帰ってですね、ちょっと微妙なのですが、どうしても県庁の施策を載せるということで、各課が予算要求書に何とか事業と謳って、各課がそこで所管としてやったものが中心に出ているという関係があるものですから、審議会の皆さんというか一般県民から捉えると、県が何もやっていないという説明はおかしいだろうというのがまさにそうであるのですけれども。

やはり各課にそれを記載してくださいとお願いしたときに、予算項目できちんと取ったものが、基本的に挙がってくるものですから、取っていないとなかなか挙がってこないのです。だから先ほど言いましたように、まず1つは国の所管、市町村の事業、それぞれでよりそれに近いといいますか、県として予算を取っていないなくても、何かやっていて載せられるようなものがあれば、それは極力説明責任ということも含めて載せましょうということ、次から配慮したいと思います。

それからもうひとつこのDVのところは、今担当の方から聞きましたら、各課がバラバラにやっているものの寄せ集めがありまして、要は先ほど基本計画のところちょっと言いましたけれども、女性相談所の役割で載っている部分、それぞれが担当している課あるいはグループが違つと、まとまった予算として取っていないものですから、逆に集約されてしまうとここに出なくなつたということが事情のようです。

したがってそれはそれで、こどもみらい課の方で一括でDVの一元的な窓口になりましたので、再掲という形でもいいのでそれを集めるように、もう一度見直しといいますか再検討したいと思います。そういう事情で御理解いただければと思います。

**議長：**今お話がありましたように、いろいろ事情があると思いますが、とにかく何をやっているかが目に見えるように、そしてもし計画としては立てられていても、まだそこまで至っていないということであれば、それはそれできちんと表記する必要があると思いますので、その点をこれから事務局の方で御検討いただければと思います。

他に御意見・御質問等ございませんでしょうか。

はい、内海委員どうぞ。

**内海委員：**今伺つて、88ページのDV相談の解決率が100%ですから、何らかのものがあ

って解決されているということですから、たぶん相談はあったのだらうと思うのです。ですからその中身を注釈つきで、以後は括弧付きで表記すればいいだらうと思います。

問題は、これがこの審議会の開催時期、年度当初に始まっているわけではありませんので、2月にあって8月。年度は4月から来て、予算というのは基本的にはだいたい次年度の予算を一般論では3月に普通は決めてしまいますね。決算は2ヶ月以内、大体5月ぐらいに前年度分が出るわけですね。いわゆるプラン・ドゥ・チェック・アクションというそういう観点から見ると、予想しながら次の予算を立てていると。

そういう意味では私もこの基本計画のこのプラン21のときに、前々年度の事業が一番正しいというか确实だぐらいにして、つまり一年遅れてしまうというのですか、その辺も考えていかないと難しいかなと。逆に言えば予算措置をしてやっているのだけれども、漠然とこの辺で問題になりそうだというのを、次年度に予算化しないと難しいのかなと。

そういう意味では私どもはやはり前々年度のものを确实に数字として捉えて、その前の年度とどう違うかというようなところでいかにざるを得ないかなと。今自分の関わっている学校ではまさにそのパターンなわけですから、あとは雰囲気、DVは多いぞというような感じで、じゃあ20年度に本当は、といいながら、20年度は既に11月に予算のあれをやっているわけですね、県の場合は。

だからこの時期にいろいろ言っても、ほとんど次年度分はたぶん固まっているでしょうから、そういう意味では8月の時点で、相当、20年度予算に向けてということ、さっきおっしゃった白書が出た段階で次年度分のことを言っておかないとなかなか難しいかなと。これは非常に難しいですね。だから佐藤会長、長いスパンで見ていると、たぶん推移が分かると思うのですが、私もちょっと関わった段階で非常に難しいというのが、今聞いていて、当時を思いました。

**議長：**はい、どうぞ。内田委員。

**内田委員：**本当に難しいなと。先生の今おっしゃったことがよく理解できるのですけれども、先ほどの事務局の方の御説明もよく分かります。

ここへ来てみるとすごくなるほどなるほどとよく分かるのですけれども。封書を自宅で拝見したときには、すごく糸が絡まってしまって何が何だかさっぱり分からなくなってしまったままでここへ来てしまいました。不勉強だということ大変無責任だと思うのですけれども、非常に難しくて。

私がすごく気になったところが、39ページの6の「子どもの豊かな心を育む環境づくり」です。文字数にすると枠も短い、ささやかだなと思っているのですが、本当はこのことがすごく大変で、その後またずっと出てくるのですけれども。私が考えるには、前もって、さっきの先生がおっしゃるように、次年度どうしようか、来年度これ位の予算をもらってこうしていこうか、じゃあここでこうなって半期でこうなったな。3ヶ月でこうなった、半期でこうなった。じゃあこうしていこうという、前が見えないというか、私だけなのかもしれないけれども、非常に分かりにくくて。私は一生懸命読んできた積もりなのですが、後に戻ってみたり前へ進んでみたり、その辺のことの伝え方も大変下手なので

すけれども。意見なのですけれども、そういうことを今考えておりました。

戻るのですけれども、子どもの豊かな心を育む環境づくりというのは本当に大きな問題で、それを言い出したらきりがありません。けれども、育む環境づくりということに対してどの辺をどうしたらいいのかというか、私たち大人がどうしていったらいいのだろうか。じゃあ県では、じゃあ市ではと、その地域地域に地域性もすごく大きい要因があるのですけれども、その辺のことを今感じております。

**議長：**今のことは質問ではなくて御意見として伺っておけばよろしいでしょうか。

他の委員は。

**内海委員：**それで一応、県ですので、私もこの基本計画のプラン21を作るときに、打率主義でいくかホームラン主義でいくかと。例えば市町村の基本計画がどれだけ策定されているか、あるいは条例ができているかどうか。あれはホームラン主義でいいと思うのです。出来ていたら減ることはない、合併で減ったというのがあります。

ところが比率ですね、男女のいわゆる審議会等における女性云々というのは、やっぱり比率ですから高くなったり上がったりということはあると思うのです。ただここで私たちは、確実に予算化してもいいだろうと思うのは、やっぱり積み上げて数字は増えていくというものについては、前倒しではないですけれども、要するに予算化しても誰も文句は言わないというか、間違いはない。だからそういうやり方は、予算立てのときに我々はよくやりますけれども、というようなことでいけば、やや希望というかそういうものが出てくるということだけはちょっと、参考程度と思ひまして。

**議長：**今内海先生がおっしゃった、例えば積み上げていけるものについては予算化してもいいのではないかと。具体的にここに挙げられているものの中で、今ございますか。

**内海委員：**ここでは直接出てくるのは、例えば市町村のアドバイザー事業等々について、基本計画を策定するに当たって、あるいは担当者の研修会とかそういうものはどんどん私はやっていく。つまり県がどうというよりも、やはり市町村が盛り上がっていくというのが重要ですから、そういう事業をやっぱり地道にやると。税金を使ってやりますので、ということが間違いなく数字に表れてくるのかなという気がするのです。

**議長：**今、どういうものをそのように挙げるかということで、数字として現れるものというお話でしたので、数値目標を掲げてありますよね。それは先ほどおっしゃいましたように、県の総合プランとの兼ね合いもあって、県の目標として挙げているので、きちんと予算化もされているということですから。

それに加えて今お話がありましたようなことも、来年度20年度に向けて、予算化する1つの項目として挙げたらいかかと思いますが、それと同じで。

**内海委員：**県ではもう予算はほぼ固まっているのです。どちらかというとも21年度の。

議長：じゃあちょっとすぐは、20年度というのは難しいかもしれませんが、そのようなアイデアがあたりになりましたら、それがすぐに実現するかどうかは後のことにいたしまして、お考えだけでもこれを予算化して、きちんと実施する方向で考えて欲しいということがありましたら、御自由に御意見を出していただきたいと思います。

はい、どうぞ、岩間委員。

岩間委員：今の内海委員さんとダブってしまうのですけれども、私もこの冊子を見て、すごく男女共同参画している範囲が広いのですけれども、やはり市町村の進み方というのにすごく温度差を感じました。八戸市はもう都市宣言もして条例も策定してまして、すごく男女共同参画に力を入れているのですけれども、どうしても郡部とか町村部となると、このパンフレットを見てもあまり策定とかが進んでないように感じられました。

アドバイザー派遣をして、どういうふうな効果を挙げたというのをもう少し、ちょっとうまく説明できないのですけれども、ただ派遣しっぱなしではなくて、先ほどの意見ではないのですけれども、具体的にもっと示していけるようなものはどうなのかなと感じました。まとまりがなくすみません。

議長：今のお話は、先ほど内海委員が挙げられた市町村への働きかけの1つとしてのアドバイザー派遣事業について、その成果や効果がどうだったかということをし検証した上で進めていったらどうかと。

今すぐ返答はできないかもしれませんが、この事業について、事務局の前田リーダーはいかがですか。

事務局(前田)：まず内海先生の御意見についてのお答えにはならないのですが、基本的には先ほど説明しました80ページの指標そのものは、いわゆる内海先生の表現をお借りすれば打率主義です。これはやっぱり行政ですので対費用効果ということをお必ず問われますから、要はアドバイザーを何回派遣したかが重要なのではなくて、アドバイザーの派遣によってどういう成果が得られたかというのが重要なのだということが、必ず反論としてありますので。

それは県の、当然庁議で、推進本部で公表する目標ですから、それはその正論に沿っていわゆる打率といいますか到達した率を掲げる。それは実際に県庁がさっきの登用率ではないですが、いくら逆立ちしても世の中の流れで率が下がるということは、これはどうしても出てくるところは、生じざるを得ないということがまずひとつございます。そういう意味では80ページの指標については、なかなかここは、それを変えるというのは難しいのかなというのは感じますが。すみません、88ページでしたね。

議長：指標でしたね。

事務局(前田)：そうです指標についてはなかなか。だから県の目標をどう設定するかというのはちょっと難しいのですけれども。ただ先生がおっしゃるように、施策の内容だとか

そういうところで、やっぱりいろいろな施策をやっていく、予算の多寡が分かることも含めてということであれば、そういういわゆる積み上げの部分載せるように、各課についても、第3部の施策の内容の説明についてそういうのも盛り込んでくれということは、お願いしていけるのかなという感じがいたします。

そのときも若干ちょっと、これは蛇足ですが各課に言わせると、逆にそこを沢山載せると、対費用効果のところ「アドバイザーを何回派遣してもなかなか成果が出ないね。」と、こう言われてしまうというのがございます。それはやはり我々行政の中にいけば、必ずしも検証なくして積み上げのが正しいのかということにもなります。やり方を含めているいろいろな工夫を、まさにただ皆さんに分かるようにお示しするという意味では、そういうことも包み隠さず載せるというのが方向かなと。方向性としては非常によく理解させていただけると思いますので、その方向でいろいろ各課とやっていきたいと思っております。

**議長：**今のアドバイザー派遣事業というのは、それがプラン作り等に反映されれば一番目に見える形になるかと思いますが、ただ理解普及活動ということになりますと、前々から言っていますように、やはりこの男女共同参画については、市町村というレベルだけではなくて県民の方々への理解を促進するという活動をベースに、ずっと続けていかなければならないことです。それはお金がかかりますが、目には見えないというものですので、そのようなこともちょっと考えながら、説明するときには是非必要だというふうに、そのような場で御努力いただければと、私は思っておりますが。

他に、せつかくの貴重な時間ですので、御意見いただきたいと思っておりますが、なんでも結構ですので、御質問でも感想でも構いませんので、お出しいただければと思っております。

医師会の方で男女共同参画委員をされている村岡委員はいかがでしょうか。

**村岡委員：**今日は初めての会議で、主に勉強させていただいているという状態ですけれども、医師会の立場から、先ほど医師の世界で男女共同参画を進めていくということとは別に、医師会の立場として、全般的な青森の新あおもり男女共同参画プランのどの辺にどのように関わっていけるのだろうかということを、さっきからずっと資料を見たり、皆さんの御意見を聞きながら考えている最中でございます。ということで、むしろ関連する部分があったらどんどん身を起して聞いていきたいし、指摘していただければと思っております。

**議長：**すみません。初めての委員に一言と思ひまして、どうも失礼いたしました。ではまた松本委員も初めてですが、もしありましたらよろしく願いいたします。

**松本委員：**はい、私もちょっと右も左も分からない状態なのですが、気になりましたのは、このピンクの冊子自体は現状と施策と書いてありまして、先ほどの説明ですと平成18年度の結果を書いてあって、それとともに平成19年度の計画も書いてあると伺ったのですが。そうすると平成18年度の計画を立てる際に18年度の結果を恐らく参考にしていると思われるのですが、18年度の結果が18年度の計画に適合しているのかどうか。う



まく計画が運ばれたのかどうかというのを判断する機関というのは外部にあって、その方たちの意見が何かを基に 19 年度の計画を立てているということになるのでしょうか。若しくはそういったことをする役割は、私たち委員が負っているということなのでしょうか。

**議長：**今のところは、私ども委員、審議会がその役割を担っていると理解しております。特に外部委員は設けておりません。

事務局から何かありますか。今のことはそれでいいですか。まだもう1つぐらいは御意見がおありですか。

**松本委員：**ではもう1つなのですが、この 88 ページの目標値ですが、私も資料を詳しく読んでいないものでよく分からないのですけれども、一番上なのですが、23 年度で 50% となっておりますけれども、これは何か根拠があって 50% ということになっているのでしょうか。なんとなく 40% とか、なんとなく 1800 時間とか書かれてあるのであれば、ちょっと意味がないのではないかなという気がしたものですから、この根拠はどこから来ているのかなと思いました。

**議長：**お答えいただけますか。

**事務局（前田）：**これは先ほど、ちょっと端折ってしまったのですが、先ほど県の総合計画、生活創造推進プランというものとの整合性という話をしたのですが、その中で目標値を期待値という目標と県庁目標値という2つの目標の考え方を取り入れています。

その期待値というのは策定過程で、一般の県民の皆さん、総合計画審議会の委員何人かと議論を重ねて、どちらかというとまさに表現というか期待値でございまして、目指すところをどこに置こうかという数字です。従って例えば、審議会の 50% は男女フィフティ・フィフティということで、むしろそこを達成するということよりも、その目指す場所を表わしている。それから労働時間の 1800 時間も、これはすべての有給休暇を県民総じて使わないと、達成できない数値です。それは分かっているのですが、それを目指そうというのが県の総合計画の期待値でございまして。

この期待値を使っているのが今の 50 と 1800 です。それから乳児死亡率の 1000 分の 3.0 です。それから意識調査の 30%、これらが期待値でございまして。そういう意味でさっき言った打率が確保できるのかと言われると非常に厳しい数値です。

それから他のところは県庁目標でして、これはどちらかという各課が、自分たちがいついつまでにこれを達成するぞということで掲げた数字が主です。例えば 4 番の家族経営の協定を締結するというのは、県の総合プランでは 700 戸だったのですが、それをさらに上積みしているということもございまして。その意味付けについては、まさに今、平成 20 年度、来年度、県の総合計画、生活創造プランそのものの策定作業に入りました。

いわゆる最近の流れの中でマニフェストだとか県の総合計画の目標だとか、それから国の各省庁が出している目標値ということもございまして。そういったいろいろな目標値が錯そうする中で、何をどういうふうに掲げていくのかというのが、まず取りあえず総合計画

の中できちんと議論して、そういう意味では、今回敢えて、作ってすぐ 印2で見直しますよと言っているのは、そういう苦しい事情の中でいろいろなものを寄せ集めてこの指標を作ったというのもあるものですから、そういう1つ1つの数字の中身を我々も説明していかないと、すぐ理解していただけない部分があるということは御承知おきいただければと思います。

今申し上げましたように、総合計画の方でこれをどうするのかというのを、まさに今やっていますので、来年度、できれば次の審議会で、それらの途中経過を含めてもし御紹介できればと思いますが、いずれにしても、そういうものを目標に掲げることをまず宣言させていただくということでございます。それを検証するのが、この場での検証になりますが、達成していないから「良い」「悪い」という話なるとこれはまた、各課の厳しい事情があるというのでも御理解いただければと思います。以上です。

**松本委員**：ありがとうございました。

**議長**：今の回答でよろしいでしょうか。なかなか難しいところがあると思いますが、一言付け加えさせていただきますと、私ども審議会の中ではこの指標に何をあげるかということも、随分話し合われたと思いますが、そのプロセスの中で挙げられたものがここに必ずしも反映されていないですね。国の方の基本計画では、指導的立場に立つ女性を30%ですとか、ですから、県庁の女性管理職を30%あるいは男性の育児休業取得を10%。そういうものを挙げたと思いますが、そういうものはここから外れているのです。

ですから実現可能性とか総合プランとの兼ね合いというのがあると思いますが、先ほど来申し上げていますように、この男女共同参画はもちろん県の中の総合的なものの中の1つであるという位置付けに異論はありませんが、これは独自にプランとして、条例として作っているものですから、そこで必要と掲げられたものについては何らかの形で実施の方向に向けての努力を、もちろん私どももそうですが、県民もそうですが、担当課や県庁でも推進本部があると思いますので、是非進めていただくように改めてお願いしたいと思います。

あと今日は予定がないと伺っていますので、もう少し皆様から御意見を伺いたいと思いますが、名指しで申し訳ありませんが、初めて参加されていらっしゃる齊藤委員はいかがでしょう。

**齊藤(久)委員**：V i C ウーマンの立場から一言話させていただきます。農山漁村の女性たちに非常に県の方で目を向けてくださって、大変嬉しく思っております。毎年V i C ウーマンを誕生させてもらっているのですけれども、何か最近V i C ウーマンとしての自覚が足りないような気がしております。というのは、私は平成6年度のV i C ウーマンに認定されました。当時は本当に各市町村でV i C ウーマンになるための心得などいろいろな研修や講義などで、みっちりたたき込まれたことを覚えております。それが最近、県の方でも市町村の方でも、V i C ウーマンになるための心得などの研修や講義などが少ない、ほとんどないように思われます。V i C ウーマンとして認定される方々に、もう少しV i

C ウーマンとして自覚を持っていただきたいと思っておりますので、もう少し県の方でも研修やら講義など、持たれてもいいのではないかなと思っておりますので、いかがでしょうか。

**議長：**今、VIC ウーマンの認定を受けた方に対する研修の機会の充実をということで、90 ページに重点目標 4 ということで、農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進ということで設けられているのですが、その中には今のところ、そうですね、その研修事業というのは入っていないですね。VIC ウーマンの認定に関しては、とても成果が上がっていると私も伺っております。認定委員の 1 人でもありますので。ただ今おっしゃるように認定された後のフォローで、どのような役割を負って、どのような活動を期待されているのかということについて、実際に考える機会がないということで、是非それも盛り込むということで、御意見として伺っておきたいと思えます。

あと 3 ~ 4 分だと思えますが、はい、村岡委員どうぞ。

**村岡委員：**この重点目標、それから指標が沢山あって、とても頭の中でまとめられなかったのですけれども。考えますに、男女共同参画というか女性も男性と同等にいろいろ働いたり、いろいろな場面に参画していく。職業的にも、最初の目標にありますね、挙げられなかった目標とかがありますけれども。女性がそういうふうにいるいろいろな立場に出て行くのに、一番その妨げになるのは、やはり育児。ちょっと歳がいくと介護。この育児と介護が結局家庭内の問題ですけれども女性の背中に重く来るために、外に出て行く機会が妨げられるということが、もうずっと前からはっきりしているわけですよ。

各指標を同等に扱うのではなく、やはり育児・介護に対する支援を多くすることによって、その他の指標は上がっていくのではないかと、自然にとは言えませんが上がっていきやすくなるのではないかと、ザッと見ながら考えていました。

そういう意味で言えば、子育て支援のところに確かに分量も多いし、目標が沢山あるのですけれども、やっぱりまだまだ足りないのではないかと、いろいろな相談の問題だけではなくて、例えば分野が、それこそ管轄が違ってもいいかもしれませんけれども子どもの医療費の問題ですとか、妊産婦の健診がまだ有料であることですとか、そういう妊娠・育児に関する施策をもっともっと入れていってもいいのではないかと。また別のものにそれは記載されているということもあるかもしれませんけれども、子育て支援対策の充実ということではまだここに盛り込まれるものがあるのではないかなと、眺めながら思いましたので、今後の何かの参考になればなと思いました。

**議長：**ありがとうございます。私も同感しております。

はい、どうぞ。

**工藤委員：**少し後退するような意見になってしまうかもしれませんが、ここにいろいろな事業が載っています。これは男女共同参画グループの課が実施しているわけではないわけです。実施部隊は他にあって、それを男女共同参画グループでまとめているという。たぶ

んこの目標数値というのは実動部隊の担当課の方から挙がってきた数値だと思います。

この数字というのは例えば農政が解決するのであれば、根拠も全部あるのです。全部根拠があって、1800時間とか家族協定が1000戸、どこをどう増やして1000戸なのか全部あるのです。その資料をここで全部出せというのは、何千ページあっても無理なことだと思います。ですからこの審議会は、こういう形でおおまかな、審議会ですから1つの方向性を出していく。それを実動部隊は担当課であると。例えば福祉であれば健康増進課も、農業、教育委員会もある。1つの担当部署で恐らくこれ以上のものがある。これをまとめているわけですね。

先ほど松本委員からもありました、18年度の実績・現状が出て、19年度の考え方が出ていると。これは私の推測ですが、恐らく19年度の考え方というのは18年度の現状を踏まえては無理なはずで、18年度の現状というのは、18年度が済んだ後に結果が出てくるわけですので、19年度と並行していくわけです。ですから19年度の考え方というのは17年のときにいろいろ言っていた意見を反映されるのが19年度になると思います。ですから今我々がこうやって審議しているのはもう2月ですから、当然20年度には間に合わないわけです。恐らく8月の審議会のときの意見が21年度にどう反映されるかというのが、それでもギリギリぐらいでしょう。ですから、1年先のことを我々が協議していく、それが反映されていくというシステムになっていると思うのです。

ですから決して県の方をかばうわけではないのですが、今の意見が20年度の予算に反映される。予算だけではなく、これはちょっと厳しいだろうなど。ただ将来的には間違いなくこれは21年度のとくにしっかり反映させると。この数字というのは担当部署では全部根拠を持ちながら、少子化対策も一杯あります。健康増進課だけではなく全部に関わります。そういう機関は全部ありますので、それをここに全部というのは...とお願いさせていただきたいと思います。

**議長：**町村会長さんでいらっしゃって、首長さんでいらっしゃるそのお立場からの御発言で、大変良く分かります。前から申し上げておりますように、ここで出た意見がすぐに実現されるというふうには、もちろん私も思っておりません。ただ、男女共同参画というのはこれから作っていく社会ですので。しかもそもそもは当事者といたしますか、いろいろな方々の意見や取組があって、ここまできているものです。

国の基本法ができて、そしてそれを踏まえて各県でも作っております。そしてまた市町村でも作っているという状況にありますので、やはり私たち一般の者たちが通常の生活の中で感じているものをできるだけ挙げて、できるものを施策化していくということのそのプロセスが必要なのだと私は理解しております。ですから行政の立場で、もちろんすべてができるわけではありませんし、それがいいとも私は思っておりませんが。

ちょっと私の運営がまずいところがあったかもしれないけれども、事務局にすべて責任を課してどうこうしろというふうには進めなかったつもりです。ここで出された意見を是非踏まえて、20年度、21年度に少しでも進むことができるように、そのように担当課にも努力していただきますし、私どももそれを後押しする。そういう役割を果たしたいと思います。

すいません。進行の不便で少し時間が長くなってしまいましたが、特に御意見がなければ…。

工藤委員：すいません。私も誤解されるとあれなので。担当課の方は恐らく担当する全課に当然もう発信して、担当課の方でまた動くと思いますので。皆さんの意見は、きちんと県の方は伝えるでしょうし、それが担当部署にきちっといって、担当部署がまたそれに沿っているいろいろなことは動いて行動はしているということも。

議長：もちろんその積み重ねでここまでできているということは十分承知しておりますし、今後もそのようになっていくと思います。

どうも貴重な意見を沢山ありがとうございました。ただ時間不足で、まだ発言いただけなかった方がいらっしゃるかもしれません。大変申し訳ございません。あとは事務局の方からは、その他の案件は今日はないと伺っていますが。連絡事項などありましたら、よろしく願いいたします。

## (2) その他

事務局(前田)：活発な御意見、それから各課へのそれぞれの御要望につきましては、今、町村会長さんからもありましたように各課につなぎまして、どういう形で具現化させていただくかは、また今後の審議会で審議させていただくことになると思いますけれども。そのように務めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは私の方から連絡事項でございますが、次回の審議会の開催予定については、先ほど御説明しましたように、なんとか8月には20年版の白書を各課まとめていただきまして、それを基に8月に開催できればと考えております。

それからもうひとつ御承知おきいただきたいのですが、冒頭議事録の公表の件についてお願いしましたけれども、本日お配りいたしました名簿につきまして、これにつきまして県の情報公開の関係で公表させていただくということ、一応お願いするということになっておりますので、もし、名簿の書き方、先ほど成田さんからもお話がありましたけれども、こういう肩書きにしてくれというのがあれば、後ほど事務局の方にお知らせいただければと思います。本日の議事録と併せまして、年度内ぐらいにはホームページの方に掲載されるということで、御了承いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長：それでは先ほども申しましたが、今日の協議と、それからあとその後は8月まで開催は予定されておられません、何か御意見・お問い合わせ等がありましたら、御遠慮なく担当課の方に御連絡いただければと思います。

また担当課の方も何かございましたら審議委員の方にお知らせいただければと思います。それでは以上、予定しておりました案件はすべて終了いたしましたので、最後に事務局からごあいさつをお願いします。

## 7 . 閉会

**事務局（高坂部長）:** 今日長時間に渡りまして、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。今日いただきました御意見等を踏まえまして、青森県男女共同参画推進本部、それから推進会議等で調整を図りながら、関係部局が連携しながら、各種施策の円滑かつ効果的な推進に取り組んで参りたいと考えております。今日は本当にありがとうございました。

**司会:** 以上をもちまして青森県男女共同参画審議会を閉会いたします。佐藤会長はじめ委員の皆様方には大変お疲れ様でした。

以上終了